

提出された意見とこれに対する県の考え方

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「現状と課題」の記述がありますが、各項目データはその変化の状況（経年変化）も合わせて図示（グラフ明示）すべきと考えます。	各項目のデータに係るグラフ等を資料編に掲載しました。
2	成果指標として「空家等対策計画策定市町数」が挙げられておりますが、市の独立した施策を県の施策の成果指標とするのは不適切と考えます。 市の施策を成果指標とするのであれば、「全19市町」を目標とすべきと考えます。 「全19市町」としないのであれば、基本計画で17市町とした理由を明示すべきと考えます。	事業の実施主体である市町が策定する空家等対策計画については、県としても市町と連携して空家対策を推進する必要があることから、成果指標の一つとしたところです。 市町の状況等を踏まえ、平成37年時点においては17市町を目標としました。
3	成果指標として「ハザードマップ整備市町数」が挙げられておりますが、市の独立した施策を県の施策の成果指標とするのは不適切と考えます。 市の施策を成果指標とするのであれば、「全19市町」を目標とすべきと考えます。 「全19市町」としないのであれば、基本計画で全市町としていない理由を明示すべきと考えます。	ハザードマップの整備は、国土強靱化の理念を踏まえ、自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進する必要があることから、成果指標の一つとしたところです。 成果指標値は、災害に強い県づくりに向け、強靱化を総合的かつ計画的に推進していく指針として策定された山口県国土強靱化地域計画との整合を図りました。
4	「県下の公営住宅等の状況」が表示されておりますが、施策中で耐震に触れているのであれば県下公営住宅等の耐震状況も明示すべきと考えます。	山口県の公営住宅の耐震化率を資料編に掲載しました。
5	公営住宅の供給目標量を明示しているが当該数量を目標とした根拠も明示すべきと考えます。（「参考1の公営住宅の供給目標量の考え方」の図示では情報が不足していると思われます。） 明示しない/出来ないのであればその理由を提示すべきです。	「参考1 公営住宅の供給目標量の考え方」に各数値の具体的な説明や戸数の内訳を記載しました。
6	既存住宅をサービス付き高齢者向け住宅に登録する際に耐震性等の基準を付加されるのは、安全性の確保の上でも重要なことと思われるが、施行時期が不明である。 施行時期はいつなのかお教え願いたい。 施行に際しては混乱がないよう業界団体等を通じた十分な周知をお願いしたい。	平成29年10月1日以降に新規に登録申請を受けたものから適用する旨を、本文に記載しました。 また、業界団体等を通じた周知に努めます。

7	<p>「基本的な施策」が列記される中で「成果指標」は4件だけとなっており、計画の進捗を評価するには少なすぎると感じます。</p>	<p>計画における「基本的な施策」を推進するための3つの視点及び「高齢者の居住の安定の確保」において、特に必要と考える指標を設定したところであり、指標に基づき適切に評価し、計画を推進してまいります。</p>
8	<p>当件の内容は専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接意見聞き取り等の実施を御願い致します。</p>	<p>住生活基本法第17条に基づき、市町への協議及び地域住宅協議会（都市再生機構、住宅金融支援機構等）への意見聴取を行いました。</p>
9	<p>文章中に行政用語・専門用語が散見されると感じます。全文確認し分かり難いと思われる語句について各頁下部又は別途で「語句説明」「語句解説」を付記願います。</p> <p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は全て元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>「用語解説」を資料編に掲載しました。</p> <p>また、年代は元号西暦併記するよう努めました。</p>
10	<p>当基本計画（案）は項目のみで具体的内容が記されていない箇所が散見されます。特に「第5 推進体制等」は項目列記のみとなっております。このような「案」では意見の出し様もありません。</p> <p>その他各項目で資料に不足不備があると思われるます。</p> <p>内容確定後・資料不備不足是正後に資料再提示・意見募集再実施を求めます。</p> <p>上記不可能な場合はその理由を明示し、未記載箇所をいつどの様に決定するのか明示願います。</p>	<p>本計画は、社会情勢の変化等に適切に対応するための見直しであり、内容的に変更が無いものについては、素案のような記載内容としたところです。</p> <p>なお、本文においては、具体的な内容を記載するとともに、資料を追加する等して分かりやすい内容にしました。</p>
11	<p>意見表明のためには本来なら関係する国の基本計画、基本的方針、県のプラン・計画なども確認すべきと考えます。他の県民意見募集と期間重なる中で1ヶ月間の意見募集は短いと感じます。</p> <p>今回意見募集によって修正追記された資料を再提示の上で意見募集再実施を求めます。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要領」に基づき、1ヶ月の意見提出期間を定めて実施しているものであり、意見募集再実施等は考えておりません。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p>	

13	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要領」に基づき、3月17日に報道各社に発表するとともに、新聞広告（3月28日付け山口新聞、3月30日付け宇部日報に突出広告を掲載）により広報に努めました。</p>
14	<p>県広報誌に個々のパブリック・コメントについてや、パブリック・コメント全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。（個々の案件については編集締切の関係で掲載不可の場合も考えられますが、パブリック・コメント全般については毎号掲載すべきではないでしょうか。）</p> <p>意見募集期間の新聞紙上「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報)に、パブリック・コメントに関する記述が無かった理由を明示願います。（「新聞に単独の小広告を載せた」としても、「県からのお知らせ」といった新聞紙面下部かなりを占める公報に、意見募集期間中に募集に関する記事が全く無いのは不適切と感じます。）</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分なされたのかご判断の明示を願う。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」（十分・不十分）を明示願います。）</p>	<p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>また、新聞広告は、「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリック・コメントについては、「突出広告（3月28日付け山口新聞、3月30日付け宇部日報）」により広報しました。</p>